

議論の方向性(論点)について

議論の方向性（論点）について

□ 職業訓練上の特別な支援と合理的配慮の提供との関係の整理

◆ 職業訓練上の合理的配慮に関する概念整理

○ 論点（合理的配慮の提供についての概念整理について）

これまで障害者校において訓練生への配慮を行われてきているが、障害者の権利に関する条約の理念を踏まえ、新たな合理的配慮という概念の下に、障害者校における訓練生への職業訓練上の合理的配慮に関する概念をどのように捉えたらよいか。

上記の整理に当たっては、学校における合理的配慮の観点（中央教育審議会初等中等教育分科会局特別支援教育の在り方に関する特別委員会合理的配慮等環境整備検討ワーキンググループ報告）が参考になるのではないか。（別紙2参照）

（検討案）

○ 障害者校における職業訓練上の合理的配慮の定義について

障害者が、他の者と平等に職業訓練を効果的に利用することを可能とする権利を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した、又は過度の負担を課さないもの。

○ 障害者校における職業訓練上の合理的配慮の提供について

各障害者校における合理的配慮の提供については、各障害者校の設置者及び障害者校が、各障害者校が置かれている基盤的環境整備を基に、障害のある訓練生の個別の状況に応じて対応するもの。その際、均衡を失した又は過度の負担については、体制面、財政面をも勘案して、個別に判断されるもの。

なお、障害者校における職業訓練の実施に当たっては、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、訓練環境の整備を行う必要があり、これらの環境整備は、合理的配慮の提供のために必要となる基礎的環境整備と位置づけられるもの。

（別紙1 参照）

○ 論点（過度の負担について）

配慮に過度の負担が伴う時は配慮義務を負わないというのが合理的配慮の趣旨であるが、職業訓練における過度の負担をどう考えたらよいのか。

合理的配慮は、障害のある訓練生の個別の状況に応じて提供されるものであり、多様かつ個別性の高いものであることから、各障害者校で合理的配慮の提供を決定する際には、関係者間での共通理解の下、可能な限り合意形成を図った上で提供されることが望ましいと考えるがどうか。

○ 論点（生活支援について）

職業訓練を効果的に実施するために生活支援が必要になることはあるが、障害者校における職業訓練上の合理的配慮の提供に関して生活支援をどう考えたらよいのか。

※ 第1回検討会の主な意見

（過度の負担について）

- ・ 配慮に過度な負担が伴う時は配慮義務を負わないというのが合理的配慮の趣旨であるが、職業訓練における過度の負担をどう捉えるか。
- ・ 公共職業訓練は、公的な財政支援に基づいて行われることから、職業訓練上の合理的配慮もその範囲内で行われることとなる。そのことを前提とした上で、各訓練現場でどのように配慮するかは、財政的、制度的な枠組みの中で、各障害者校の運営者の裁量権の範囲で個別にどこまで可能かということに依存しよう。
- ・ 財政支援の範囲内でというのは、そのとおりだと思うが、それ以外に、例えば生活支援にどこまで踏み込むかという課題もあるのではないか。現場判断ということになると思うが財政支援以外に課題があることを念頭に置くべきである。

（生活支援について）

- ・ 職業訓練を効果的に行うために生活支援が必要になることはあるが、障害者校における合理的配慮に関して、その辺りをどのように整理したらよいのか。
- ・ 大阪校でも医療アドバイザーを配置し、生活面の支援については医療アドバイザーや支援機関等と相談しながら、訓練上の支援という枠組みの中で対応している。
- ・ 生活支援そのものはできなくても、生活支援機関との連携に向けてどれくらい取り組んだかは問われるのではないか。
- ・ 疾病と障害ということを考えた場合、疾病からくる生活面の困難さと、そ

の結果としての訓練上の困難さがあるが、疾病については医療にお願いする。疾病と障害をしっかりと切り分けながら、医療との的確な役割分担の下に、訓練現場で支援を行うことが必要である。

- 当検討会では、いわゆる職業訓練施設で行う職業訓練を対象とするのが適当である。訓練対象者をきちんと定めた上で議論する必要がある。生活面での支援については、他の支援機関との役割分担を明確にした上で、訓練校でどこまでを対象とするかを念頭に置き、議論すべきである。

(その他)

- 当検討会では、職業能力開発促進法で定める職業訓練において障害者の訓練を行うとの観点から議論すべきである。
- 訓練をすすめる中で障害について考える場合、訓練受講・就労の観点から捉えることが大事である。

◆ 障害者校における職業訓練上の特別な支援と合理的配慮の提供との関係の整理

○ 論点（合理的配慮の提供と特別な支援との概念整理について）

障害者校における職業訓練上の「合理的配慮の提供」と「特別な支援」については、どちらも訓練を実施する上での配慮という点で共通する概念と考えるが、二つの関係を、概念上どのように整理したらよいのか。

(検討案)

- 職業訓練上の合理的配慮の提供と特別な支援との概念整理について
職業訓練上の特別な支援は、概念上、合理的配慮の提供に包含されるものであり、その内容は、障害者校で行われている配慮（支援）の中で、配慮（支援）に係る関与時間がより必要なもの、かつ、支援難度がより高度なものとして位置づけられるもの。（別紙1参照）

※ 第1回検討会の主な意見

(障害者権利条約の合理的配慮と特別な支援の関係について)

- 特別支援障害者に対する特別な支援が、障害者権利条約の合理的配慮の中に位置づけられることを示す必要がある。同条約ではあらゆる場面で差別を禁じているため、訓練現場においても適切な配慮を行うことが求められる。

□ 障害者校における特別な支援の要件に関する検討

◆ 職業訓練上の特別支援障害者の要件

○ 論点（特別支援障害者の範囲の基本的考え方について）

特別支援障害者の基本的考え方（3つの要件）は、ICF（国際生活機能分類－国際障害分類改訂版－）の考え方を踏まえ、職業訓練指導員がきめ細かな配慮や創意工夫に基づいた訓練支援（健康状態、心身機能及び背景因子との関係を考慮した適切な訓練支援）を提供することで、職業訓練機会の拡充や訓練効果を高めることにより、仕事上の活動制限や参加制約が取り除くことが可能になると想われる障害者を「訓練実施に当たり、より重点的に支援を実施していく必要性の高い障害者」と見なすとの視点にたって整理したものである。

3つの要件について、これまで5年間運用を図ってきており、見直す必要性はないか。

※ 第1回検討会の主な意見

（特別支援障害者の要件とその範囲について）

- ・ 5年前に定められた特別支援障害者の範囲が、現在も妥当か否かを検討するため、前回の要件と支援レベルの評価方法を改めて検討する必要がある。
- ・ 前回の検討会で用いた特別支援障害者の範囲に関する3つの要件は、適切なものであるとの印象を受ける。

しかし、具体的に掲げられている特別支援障害者の範囲については、現行の対象者に入らない障害者であっても特別な支援を要する受講生がいる。また、逆に範囲に含まれている障害者であっても、それほど特別な支援を要しない障害者もいると思われる。見直しが必要であると考える。

○ 論点（特別な支援と環境因子（基盤的環境整備）との関係について）

特別な支援と環境因子（基盤的環境整備）については、障害者校における基盤的環境整備がどれくらいできているかにより、支援の方法・内容も違ってくるという関係がある。

各障害者校が置かれている状況がそれぞれ異なる中で、これまで5年間運用を図ってきており、基盤的環境整備の具体的な内容として、どのようなものが対象と考えられるか。（例えば、法令上・予算上の訓練制度の設置・運営、訓練施設の整備・訓練指導員の配置等実施体制の整備、訓練機器の開発・整備、訓練指導技法等の開発・普及等が考えられるがどうか。）

※ 前回（平成19年）の主な意見

各障害者校で施設・人員などの職業訓練に必要な基盤が異なるが、車いす対応のトイレなどは最低限必要な設備である。早急に整備するべきだが、そうしたハード面の設備は基

本的な日常生活動作を確立させるためのものであり、今回、検討すべき「特別な支援」といわないのでないのではないか。ハード面の基盤整備を行うことを前提とした上で、職業訓練指導員に求められるきめ細かい指導ノウハウ等支援について、検討をすすめるべきではないか。

※ 第2回検討会の主な意見

(特別な支援と環境因子（基盤的環境整備）との関係について)

- ・ 障害者校における合理的配慮の提供に当たっては、障害者のニーズと障害者校がどこまで対応できるかとの調整が課題となる。
障害者のニーズに障害者校が対応する場合には、職員配置等の問題を含め、どのように対応できるかを検討することが必要である。
- ・ 合理的配慮の提供について、障害者校でどこまで対応するかを検討する場合、校長の裁量で行える範囲と、その範囲を超える基盤環境整備の問題の両方に関わってくる課題がある。

◆ 特別支援障害者への職業訓練に関する障害者校の役割

○ 論点（特別支援障害者への職業訓練に関する障害者校の役割について）

特別支援障害者は、障害者校の果たすべき役割を念頭に置きつつ、障害者校が積極的に受け入れる職業訓練の対象者として位置づけることにより、その職業訓練を促進している。

他方、ノーマライゼーションの理念の下、一般の職業能力開発校（以下「一般校」という。）において障害者の受け入れを促進するために、障害者向け訓練の実施（特別支援障害者の範囲に含まれる発達障害者等の訓練コースを設置）を推進している。加えて、障害者が住む身近な地域で障害者の態様に応じた多様な委託訓練を実施し、年々その受講者が増加し、精神障害者等特別支援障害者の受講も増加している。

このような実態を踏まえ、特別支援障害者への職業訓練に関し、障害者校の職業訓練と、一般校の障害者向け訓練及び障害者委託訓練との棲み分け、果たすべき役割をどのように考えたらよいのか。

※ 「重点施策5カ年計画と進捗状況について」（平成19年12月25日障害者施策推進本部）

○ 障害者の職業能力開発の推進

ア 公共職業能力開発施設における障害者職業訓練の推進

障害者職業能力開発校において、職業訓練上特別な支援を要する障害者に重点を置いて支援を実施するとともに、一般の公共職業能力開発施設において、障害のある人

の受入を推進する。

イ 障害者の態様に応じた多様な委託訓練の拡充

就労移行支援事業の利用者、特別支援学校の生徒等の職業訓練機会の充実を図るために、企業、社会福祉法人、N P O 法人、民間教育訓練機関等地域の委託訓練先を開拓し、障害の態様に応じた多様な委託訓練を実施する

※ 第1回検討会の主な意見

- ・ 障害者校の役割について、ノーマライゼーションの理念に関連していると、教育の分野で現実に特別支援学校が存在する意義は、一般の学校では十分受けられない支援を特別支援学校が行っていることがある。その特別支援学校と同様の役割を訓練の分野で障害者校が担っている。障害者校は一般校では対応が困難な障害者への職業訓練を行っている。

※ 第2回検討会の主な意見

- ・ 障害者校で積極的に受け入れる特別支援障害者の範囲をどう捉えるのかとの視点から考えると、ひとくちに精神障害者といつても、一般校で十分受け入れることのできる精神障害者もいれば、障害者校で特別な配慮をしながら訓練を行わないと訓練の機会を得るのが難しい精神障害者もいる。そうした点も加味して特別支援障害者の範囲を考える必要がある。
- ・ 一般的には、一般校や委託訓練で受け入れることが難しい障害者、つまり重い障害の人を受け入れることが障害者校の役割である。ただ現実には、障害者校に入校できなかった障害者が委託訓練の場で訓練を受けている状況がある。また、委託訓練は訓練期間が短く、一般的に自宅から近いところで受講ができるところから、障害者校への通校が困難な人や、長い訓練期間に耐えるのが難しい人がかなり委託訓練に流れてくる。障害者校に残念ながら入校できなかつた人が委託訓練に流れることもある。そうした人達は、必ずしも障害の軽い人達だけに限らない。委託訓練の場では、こうした障害者を受け入れても訓練を円滑に進められないなどの課題を抱えている。障害者校では重い障害の人を、委託訓練では軽い障害の人を受け入れていると単純に捉えることはできない状況も見られる。
- ・ 訓練上の配慮や支援に関しては、特別な支援を必要とするにもかかわらず障害者校の訓練定員枠の関係で入校できない人もいるので、訓練のための基盤整備との関連も考慮に入る必要がある。
- ・ 一般校における障害者向けの訓練コースは、厚生労働省のモデル事業として、支援体制、研修体制等をしっかり整備した上で実施している。一般校の障害者向けコースは、数に限りのある障害校では対応しきれないため、一般校の中に障害者校的なコースを設置したという位置づけで整理するという考え方もあるのではないか。

□ 調査方法の検討

◆ 合理的配慮の提供についての現状把握に関する調査

○ 論点（調査対象の範囲について）

前回の調査では、障害者校に入校している者を対象に調査を行っている。入校選考で不合格となった者の中には、職業訓練の実施に必要な支援を提供することが困難であった者も含まれていることが考えられる。

入校選考で不合格となった者も調査対象に含めて、職業訓練の実施に必要と考えられる支援内容を幅広く把握し、その上で、障害者校が受入れを促進すべき特別支援障害者として位置づけるべきかどうか評価する必要性はないか。

○ 論点（合理的配慮の具体的な内容の把握について）

多種多様な合理的配慮の提供の内容について、より具体的にわかりやすく把握するためには、個々の支援内容について類型化して整理することがよい方法と思われるが、その場合、どのような類型化が考えられるか。

上記の類型化の検討に当たっては、学校における合理的配慮の観点（中央教育審議会初等中等教育分科会局特別支援教育の在り方に関する特別委員会合理的配慮等環境整備検討ワーキンググループ報告）が参考になるのではないか。

※ 前回（平成19年）の主な意見

- ・ 特別支援障害者を考えるに当たって、ただ障害種別・等級で範囲を決めるというではなく、具体的にどのような支援・配慮を要するか調査してから検討すべきではないか。

（検討案）

◆ 合理的配慮の提供（含特別な支援）の類型別整理

- I 特別な支援をする上で必要となる職業訓練上の基盤環境整備
 - i 障害者訓練の実施（障害者校の設置）
 - ii 一般校における障害者への配慮（校内環境のバリアフリー化等）
 - iii 職業訓練手当の支給
- II 個々の障害者の状況により個別対応が必要となる職業訓練上の特別な支援
 - i 訓練内容（訓練カリキュラム、訓練期間、訓練時間）の変更・調整
 - ii 訓練方法（情報・コミュニケーション、訓練機器・教材、心理面・健康面）の配慮
 - iii 支援体制（専門性のある指導体制、生活上の困難を改善・克服、家族・

◆ 調査の視点（支援の流れに着目）

I 入校選考

- i 入校選考の方法
- ii 入校選考の結果（応募者の状況）

II 訓練の設定

- i 求人ニーズの把握方法
- ii 訓練科目（内容）・訓練カリキュラムの設定方法

III 訓練の実施

IV 生活支援

V 就職支援・定着支援

◆ 特別支援障害者の範囲の評価に関する調査

○ 論点（調査対象者について）

前回の調査では、調査対象者については、特別な支援が必要と考えられる障害種別・程度毎に受講者を抽出しているが、対象となる障害種別・程度を見直す必要性はないか。

実際の訓練現場において、重複障害者の中には、関与時間が多く、かつ、支援難度の高い者がいるが、特別支援障害者の範囲に含まれないケースも見受けられる。このような多種多様な重複障害者について特別支援障害者として位置づけていくべきと考えるが、特別支援障害者としてどのように評価して位置づけたらよいか。

※ 第2回検討会の主な意見

- ・ 重複障害については、各々の障害程度がどの程度かによって支援の在り方が異なる。両方とも重い場合、片方の障害が重い場合、あるいは両方軽度だが重複していることによって支援の必要度が高い場合など様々である。実態を調査した上でないと、重複障害をどう捉えるかは難しい。
- ・ これから特別支援障害者の具体的な範囲を検討するに当たって、障害の等級で考えるのか、配慮の度合いで考えるのかという問題がある。等級上の障害が軽くても必要な配慮が重なり、高い支援が必要になる場合がある。障害の等級だけでは片付けられない面がある。
- ・ しかしながら、個々人の障害の判断については、手帳若しくは医師の診断書等の書類に拠らずに、障害校が独自に判断することは困難である。調査に当たっては、手帳若しくは医師の診断書等によって判断せざるを得ないので

はないか。

- ・ 特別支援障害者の基本的な考え方のところで、3つの要件と特別支援障害者の具体的範囲とのつながりが切れてしまっている。精神障害者についていようと、特別支援障害者に該当するのは、精神障害者全般というより、個別対応が必要な精神障害者、訓練技法が十分蓄積されていない精神障害者、他の機関と連携しないと支援が難しい精神障害者ということになる。3つの要件とのつながりを整理することが、特別支援障害者の見直しにつながる。
- ・ 特別支援障害者の3つの要件を挙げて、それに該当すると思われる障害者を各障害者校に回答してもらってはどうか。そうすることによって、これまでの調査から出てこなかった特別支援障害者の新たな類型を検証できるかもしれない。手帳等による障害の確認に拘らずに書いてもらう形がよいと考える。

○ 論点（調査票の調査項目について）

前回の調査では、①受講のための環境整備・訓練上の配慮等、②生活支援、③就職支援等に分けて、それぞれの領域についての調査項目を定めている。前回調査の結果、調査項目によっては平均点数が極めて低いものが見られるが、調査項目について、その領域、内容について見直す必要性はないか。

※ 第2回検討会の主な意見

- ・ 特別支援障害者の範囲検証に関する調査は、障害者校の現状把握をした上での次のステップということになるので、詳しくは現状把握の調査結果が出てから議論することになるが、調査項目の中で削除すべき項目、あるいは追加すべき項目があるかどうか、また、評価点の重みづけが前回の調査と同じでいいかどうか。こうした点が論点となる。

○ 論点（特別支援障害者の評価方法（関与時間・支援水準）について）

前回の調査では、特別支援障害者の範囲の評価に当たっては、個々の支援内容（調査項目）についての関与時間と支援水準の合計点によって判断している。しかしながら、実態をみると、個々の調査項目の配点が全て同じウエイトとなっている一方で、個々の支援内容の関与時間及び支援水準がそれ程度ではないために、評価と実態とに乖離があるケースも見受けられる。評価項目の内容に応じて配点をウエイト付けすることにより、より実態に即した評価とする必要性はないか。

特別支援障害者の範囲の評価に関する調査対象者（案）

今回の調査対象者（案）	前回の調査対象者（平成19年）	（参考）現行の特別支援障害者の範囲
視覚障害者1級・2級	視覚障害者1級・2級	視覚障害者1級・2級
聴覚障害者1級（言語障害との重複）・2級	聴覚障害者1級（言語障害との重複）・2級	
上肢障害1級・2級の者	上肢障害1級・2級の者	上肢障害1級（脳性まひによる上肢機能障害を含む）の者
下肢障害1級・2級の者	下肢障害1級・2級の者	
体幹機能障害1級・2級の者	体幹機能障害1級・2級の者	体幹機能障害1級・2級であって特に配慮を必要とする者
脳性まひによる上肢機能障害1級・2級の者	脳性まひによる上肢機能障害1級・2級の者	
脳性まひによる移動機能障害1級・2級の者	脳性まひによる移動機能障害1級・2級の者	
内部障害（心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは小腸の機能障害若しくは免疫機能障害）1級・2級の者	内部障害（心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは小腸の機能障害若しくは免疫機能障害）1級・2級の者	
知的障害者	知的障害者	
精神障害者	精神障害者	精神障害者
発達障害者	発達障害者	発達障害者
高次脳機能障害者	高次脳機能障害者	高次脳機能障害者
2級以上の両上肢障害及び2級以上の両下肢障害を重複する者		2級以上の両上肢障害及び2級以上の両下肢障害を重複する者又は3級以上の脳性まひによる上肢機能障害及び3級以上の脳性まひによる移動機能障害を重複する者
3級以上の脳性まひによる上肢機能障害及び3級以上の脳性まひによる移動機能障害を重複する者		

「職業訓練上特別な支援を要する障害者」に関する状況把握調査の調査項目（案）

今回の調査項目案		平成19年の調査項目
【訓練内容の変更・調整（訓練科、訓練カリキュラム、訓練期間、訓練時間等）】		
1 入校時において、個々の状況に応じた方法を用いて本人の障害状況等を把握し、入校後の訓練カリキュラムの策定や訓練を円滑に実施するためのガイダンス等を行っている		入校時において、個々の状況に応じた方法を用いて本人の障害状況等を把握し、入校後の訓練カリキュラムの策定等を行っている
2 障害に配慮した特別な訓練科あるいは訓練コースを設定している		障害に配慮した特別な訓練科あるいは訓練コースを設定している
3 障害に配慮した特別なカリキュラムを策定している		障害に配慮した特別なカリキュラムを策定している
4 通院や適応状況に配慮してカリキュラムを弾力的・個別的に設定、実施している		通院や適応状況に配慮してカリキュラムを弾力的・個別的に設定、実施している
【訓練方法の配慮（情報・コミュニケーション、訓練機器、教材、心理面・健康面等）】		
5 マンツーマンまたはこれに準ずる訓練上の支援を行っている		マンツーマンまたはこれに準ずる訓練上の支援を行っている
6 訓練の理解度・進捗状況等に応じてカリキュラムを弾力的・個別的に実施している		
7 障害特性に配慮して訓練環境を柔軟に設定している。		
8 訓練生の訓練意欲を喚起し訓練を継続させるための動機付けや職業訓練上の悩み等を解消するための個別ガイダンス等を実施している		
9 障害に応じたテキストや作業指示書を作成し訓練を実施している		障害に応じたテキストや作業指示書を作成し訓練を実施している
10 専用機器・ソフトの活用方法と業務への応用の教示を行っている		障害に応じた支援機器の開発・試行を行っている
11 教材の読み上げ、ページめくり、検定試験のマークシート代筆、検定時間の延長、コピークリップ押印補助等の作業を補助している		専用機器・ソフトの活用方法と業務への応用の教示を行っている
12 通常の指示が理解され難い場合等に、通常より時間をかけて伝達したり、代替手段や補助教材等を活用して理解度を確認している		教材の読み上げ、ページめくり、検定試験のマークシート代筆、検定時間の延長、コピークリップ押印補助等の作業を補助している
13 障害特性に配慮して、個別に情報伝達について通常より時間をかけて伝達したり、代替手段や外部の専門家等を活用して対応している		通常の指示が理解され難い場合等に、通常より時間をかけて伝達したり、代替手段や補助教材等を活用して理解度を確認している
14 日常生活の不安、悩み事等について個別ガイダンスを実施し、健康・生活面の把握を行っている		日常生活の不安、悩み事等について個別ガイダンスを実施し、健康・生活面の把握を行っている
15 対人技能、社会生活技能を重視した職業生活指導を実施している		対人技能、社会生活技能を重視した職業生活指導を実施している

	【支援体制（生活支援、就職定着支援）の整備】	
16	校内及び校外実習の際の移動補助を行っている 天候に応じた通勤支援等をしている	校内及び校外実習の際の移動補助を行っている 天候に応じた通勤支援等をしている
17	食事、トイレ、入浴等生活に係る配慮を行っている（訪問介護員等の活用による場合を含む）	食事、トイレ、入浴等生活に係る配慮を行っている（訪問介護員等の活用による場合を含む）
18	体調や服薬などの健康管理について、専門機関や家族と連携・調整している	体調や服薬などの健康管理について、専門機関や家族と連携・調整している
19	障害等に応じて、就職活動における基礎知識の付与、職場実習による就業体験機会の提供等、個別の就職支援を行っている	障害等に応じて、就職活動における基礎知識の付与、職場実習による就業体験機会の提供等、個別の就職支援を行っている
20	障害者校での訓練状況の視察や説明会等を通じて、企業に障害の理解促進を図るとともに、個々の障害者が就職するために必要となる職場環境整備のコンサルティングを行っている	障害者校での訓練状況の視察や説明会等を通じて、企業に障害の理解促進を図るとともに、個々の障害者が就職するために必要となる職場環境整備のコンサルティングを行っている
	【その他】	
21	その他個別の支援事項を行っている	その他個別の支援事項を行っている

